

目 次

I 部会提出議案

1. 都市財政の充実強化について	九州部会	3
2. 地方交付税の適正配分について	中国部会	5
3. 拉致事件の全容解明と早期解決並びに拉致被害者に対する 支援について	北信越部会	6
4. 北方領土問題の早期解決と隣接地域の復興対策について	北海道部会	7
5. 外国人に関する総合的な政策推進について	東海部会	9
6. 子育て世帯を対象に、子育てに関わる費用を所得税等の 控除の対象にすることを求める	関東部会	10
7. 子どもの安全確保対策強化といじめ問題の解決を求める要望	関東部会	11
8. 「障害者自立支援法」に関する要望	関東部会	12
9. 地域生活支援事業の財源の明確化について	東海部会	13
10. 少子化対策の充実と積極的推進について	東海部会	14
11. 地域医療の充実と強化について	東北部会	15
12. 地域の公的基幹病院へ勤務する医師の確保について	北信越部会	16
13. 過疎地域における公立病院医師の確保について	中国部会	17
14. 後期高齢者医療制度のシステム構築に伴う財政措置について	中国部会	18
15. 医師確保対策について	四国部会	19
16. 国民健康保険事業について	四国部会	20
17. 地域医療の確保について	九州部会	21
18. 中山間地農業経営の確立について	東北部会	22
19. 北海道新幹線の建設促進について	北海道部会	23
20. 東北地方における道路交通網の整備促進について	東北部会	24
21. 北陸新幹線の早期整備について	北信越部会	25
22. 四国西南地域の高速道路の早期整備について	四国部会	26
23. 九州における高速交通網の整備充実について	九州部会	27

都市財政の充実強化について

九州部会提出
説明担当 佐世保市

現下の地方財政は、大幅な税収増が見込めない中、巨額の借入金残高に伴う公債費や少子高齢化に伴う扶助費など、容易に圧縮できない多額の義務的経費の負担が地方財政を圧迫しており、財政の硬直化に改善の兆しが見られない状況にある。

しかし、地方分権が一層進展していく中で、少子高齢化社会に対応した基盤づくり、資源循環型社会の構築に向けた環境対策、地域の特性を生かした生活関連社会資本の整備など、地方の行政需要は、これまでも増して大きなものとなっている。

平成18年度までの三位一体の改革において、4兆円を上回る国庫補助負担金改革、3兆円規模の税源移譲、約5兆円の地方交付税等の縮減が行われたが、地方の自由度につながらないものが盛り込まれるなど、地方分権の実現には不十分なものであった。

今後は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき、さらなる改革が行われる予定であるが、地方分権の推進にあたっては、国と地方との役割分担に即して、権限の移譲等を積極的に進めるとともに、住民に最も身近な市町村が自主的・自立的な行財政運営を行うことができるよう、新たな役割分担に応じた税源移譲を行うなど、真の地方自治の確立を目指した都市税財源の充実強化を図ることが重要である。

よって、国におかれては、地方公共団体の財源の充実強化を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 確実な税源移譲の実施について

地方分権の進展に伴う地方自治体の役割の増大に資するため、税源移譲を確実に実施するとともに、税収確保が安定的となる地方税体系を構築すること。

2. 地方交付税の総額の確保について

国から地方への税源移譲に伴う税源の偏在による地方自治体間の財政力格差の是正と地方行政の一定の水準を確保するため、財源調整機能と財源保障機能を強化するとともに、地方の財政需要に見合う総額を確保すること。

3. 国庫補助負担金の廃止・縮減に伴う財源措置について

国庫補助負担金の廃止・縮減が、単なる地方への財政負担の転嫁とならないよう、地方に必要な財源については、安定的かつ偏在性が少ない確実な税財源の移譲と一体で行うこと。

4. 政府系資金の繰上償還、低利債への借換措置の促進について

公的資金に対する繰上償還については、平成19年度からの3年度間は、臨時特例措置として「補償金」なしで認めることとなったが、現実には種々厳しい条件が付されている。

については、増大する公債費の利子負担を軽減し、財政の健全化を図るため、政府資金及び公庫資金の繰上償還又は低金利への借換について特段の要件緩和措置を講じること。

地方交付税の適正配分について

中国部会提出
説明担当 鳥取市

地方財政計画上では一般財源総額が確保されたとは言うものの、交付団体にとっては、基準財政需要額の圧縮による普通交付税の削減により、さらなる一般財源総額の減少となっている。

このことは、地方交付税による自治体間の財政調整機能が働いているとはいえず、地域間格差を拡大するものである。

よって、地域の均衡ある発展を実現するため、下記の事項を強く要望する。

記

1 財源保障機能及び財源調整機能の堅持

財政基盤の脆弱な地方都市の財政運営に支障を来たすことのないよう、地方交付税制度本来の目的である財源保障機能及び財源調整機能を堅持すること。

2 地方交付税の算定等を通じた確実な財源措置

税源移譲は、税源の偏在性から、都市間の財政力格差が拡大する結果となっているため、地方交付税の算定方法の見直しなど、適切な対応策を講ずること。

拉致事件の全容解明と早期解決並びに 拉致被害者に対する支援について

北信越部会提出
説明担当 柏崎市

平成14年9月と平成16年5月に平壤で開催された日朝首脳会談において、北朝鮮側は初めて日本人拉致を認め謝罪し、拉致被害者5人とその家族8人の帰国が実現しましたが、横田めぐみさんを初めとする安否未確認の拉致被害者やその他拉致の疑いのある方々の真相究明を含め、拉致問題の進展は依然として厳しい状況であります。

このような中、北朝鮮は平成18年7月に弾道ミサイルを連続発射、さらに10月には核実験を実施するという我が国の安全保障や国際社会の平和と安全を脅かすばかりか、拉致被害者家族にとっても極めて許しがたい行為が行われ、政府はこれらの北朝鮮の行為を受け、万景峰92号を含む北朝鮮船舶の入港及び同国からの輸入を全面禁止するなどの経済制裁を行いました。

また、この2月には6カ国協議が開催され、1年ぶりに日朝公式協議が行われましたが、拉致問題については実質的協議がされず、さらに3月の日朝国交正常化に関する作業部会においても、全く成果が見られないまま協議は終えられました。

政府は、さきの6カ国協議において、拉致問題進展が北朝鮮への支援の条件との立場を貫くとともに、作業部会では北朝鮮に対し、拉致問題の解決が国交正常化の前提であるとの基本方針に沿って協議を行うなど、問題解決に向けた取り組みを強化していますが、拉致被害者や拉致の疑いが指摘される特定失踪者の家族が高齢化している現状からも、国際的な理解の高まりを最大限に生かし、事件の全容解明と早期解決に向けて全力を挙げて取り組むことを強く要望いたします。

また、拉致被害者とその家族の支援に関しては、さまざまな支援策が講じられており、地元自治体も地域住民と一体となって取り組んでいますが、今後も、きめ細かい支援策を国が実施していくことを強く要望いたします。

記

- 1 日朝作業部会では、拉致問題解決に向けて、今後も強い姿勢で北朝鮮との交渉に当たり、拉致被害者の安否確認及び早期帰国並びに特定失踪者の事実確認を図ること。
- 2 拉致実行犯の引き渡しを求めていくこと。
- 3 拉致被害者及びその家族のそれぞれの状況に合った支援策を実施すること。

北方領土問題の早期解決と隣接地域の復興対策について

北海道部会提出
説明担当 北見市

我が国固有の領土である北方領土返還の実現は、最大の国家的課題であり、永年の国民の悲願である。

しかし、北方領土問題については一昨年の日露首脳会談をはじめ、これまでのさまざまな合意及び文書に基づき、日ロ両国がともに受け入れられる解決を見出す努力を行なうことでは一致したものの、具体的な進展が見られなかったことは、元島民や返還要求運動関係者を中心に、全国の先頭に立って返還運動を 60 年以上に亘って行ってきた原点の地としては、一向に前進しない状況に怒りすら覚える結果であり、誠に残念といわざるを得ない。

特に、これまで返還要求運動の中心的役割を担ってきた元島民は高齢化しており、運動関係者などからもこのままでは返還要求運動の風化も懸念されるとの声も聞こえている。

また、北方領土隣接地域においては、戦後 61 年という長い間北方領土問題が未解決であることにより地域の望ましい発展が阻害されてきており、地域経済の低迷に拍車をかけている状況にある。

このような時こそ、これまでの返還運動を総括し、その上で領土返還にむけた戦略的環境づくりとしての「未来に希望の持てる」取り組みへの再構築を図ることが必要である。

返還要求運動については、国の責任のもと、国民世論の一層の盛り上げや国際世論の喚起を図るために、戦後未解決の問題として、これまでの取り組みを検証し、より効果的に全国民が参加するような運動へと展開していくことが求められている。

このため、特に運動後継者の育成や次代を担う青少年に対する北方領土教育の充実などに力を入れるとともに、わが国の北方領土返還要求の正当性についてロシア連邦を初め諸外国に対し、積極的に訴えるべきである。

よって、政府においては、歯舞、色丹、国後、択捉の四島の帰属に関する問題を解決し、平和条約を早期に締結するという一貫した方針に基づき、北方領土問題の解決に向けてロシア政府に対する強力な外交交渉を推し進めるとともに、国内外の世論の高揚・喚起を図るためのより効果的な返還要求運動を推進するよう要望する。

また、あわせて元島民等の援護対策のための速やかな内政措置実施とともに、北方領土問題が未解決という特殊な状態に置かれている隣接地域の疲弊の解消のため、これまでの「地域振興」という視点ではなく、「復興対策」として国の責任のもとでの施策実施について強く要望する。

外国人に関する総合的な政策推進について

東海部会提出
説明担当 美濃加茂市

(理由)

近年、わが国への外国人の流入人口は増加し、習慣や文化の違いから市民生活に様々な影響を与えている。とりわけ、外国人集住都市においては、広報紙や国際交流員の配置など多文化共生のための諸施策を進め、外国人が地域住民として、ともに生活できる環境整備に努めているところである。

一方、これら外国人は、合法的に在留していながら、その賃金及び労働条件が労働関係法令や出入国管理関係法令に定める条件を満たしているかどうかはチェックされず、社会保険の加入、国税及び地方税の納入義務を十分に果たしていないといった諸問題も顕在化している状況である。

よって、国においては、関係法令の問題点やその対応策を検証されるとともに、下記事項につき特段の対策を講じていただくよう要望する。

記

- 1 外国人の在留管理を適正化すること。
- 2 外国人政策を総合的に企画立案及び調整する組織を設置すること。

子育て世帯を対象に、子育てに関わる費用を 所得税等の控除の対象にすることを求める

関東部会提出
説明担当 羽村市

昨年の人口動態統計の結果では出生数が死亡数を下回り、加速度的に人口減少が進行している。

この傾向は、経済、産業、社会保障に影響し、国や社会の存在基盤にも関わると考えられております。

政府は、従来の少子化対策のみでは、少子化の流れを変えることができなかつた事を深刻に受け止め、平成18年6月20日に少子化社会対策会議の決定を受け、子育てを支援する様々な施策を推進している。

このようなことから、出生率低下を防ぎ、若い世代の不安感の原因の一つである「経済的自立・安心して子育てができる環境を樹立させる」ことから、子育て家庭を経済的に支援するため、就学期を含めた子どもに対する税額控除の創設や保育・子育てに関わる費用を、税制面での所得控除の対象にするなど、様々な手法を取り入れた施策の早期実施を求めるものである。

子どもの安全確保対策強化といじめ問題の解決を求める要望

関東部会提出
説明担当 江東区

近年、全国で子どもの安全を脅かす事件が続発し、大きな社会問題となっている。このような事件は、保護者をはじめ地域社会に大きな不安を与えるのみならず、子どもの健全育成に大きな影響を及ぼすものであり、国全体で取り組まなければならない重大な問題である。

国においても、平成17年12月に文部科学省から「登下校時における幼児児童生徒の安全確保」について通知が出され、警察とも協力しながら、通学路の安全点検の徹底、登下校時の安全管理の徹底及び安全教育の推進など具体的な対策に取り組んでいるところであるが、真に子どもの安全を守るためには、より一層地方自治体と国との連携を強め、子どもの安全確保対策を進める必要がある。また、いじめを原因とする自殺問題が深刻化しており、子どもがいじめを抱え込まないような環境整備に早急に着手すべきである。

よって、国においては、次の対策を進めるよう強く要望する。

- (1) 地域防犯の強化のため、警察官の増員や地域での自主防犯ボランティアの育成支援策などを積極的に講じること。
- (2) 子どもたちの安全確保のため、登下校時の通学路周辺における警戒など安全管理の強化を図ること。
- (3) 学校、地域で行われる幼児児童生徒に危機回避能力を身につけさせるための実践的な防犯教育に対する支援策を推進すること。
- (4) いじめ問題の解決にあたっては、子どものケアを第一に考え、教育委員会の相談機能を核とした福祉、保健、医療等とのネットワークの構築に務めること。

「障害者自立支援法」に関する要望

関東部会提出
説明担当 八千代市

平成17年10月31日、第163回特別国会において障害者自立支援法案が可決・成立し、11月7日に公布されました。

障害者自立支援法は、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すものであり、そのために必要なさまざまな施策が盛り込まれ、平成18年4月から一部施行、10月から全面施行されました。

施行後、障害者団体等から市町村に対しても、障害者自立支援法へのさまざまな意見、要望が寄せられています。

市町村においては、障害福祉サービス・自立支援医療・補装具支給費や市町村独自事業としての地域生活支援事業の新制度について、住民や利用者等への周知に努めてまいりました。

しかし、具体的な政省令等の提示が施行直前であったため、事務上の対応に支障をきたし、また、利用者等への案内も短期間に集中しました。

つきましては、障害者自立支援法の円滑な運営を図るため、下記の事項について要望いたします。

記

- 1 障害者自立支援法の附則第3条にある検討事項について、広く公聴会を開催するとともに、十分な審議の上、国民及び利用者等の理解と協力を求めること。
- 2 市町村の独自事業としての地域生活支援事業の経費について、十分な財政措置を講ずること。
- 3 障害福祉サービス等の供給体制整備を推進するため、ホームヘルパー等の人材養成やサービスの報酬額の水准确保の措置を講ずること。
- 4 今後の制度改正にあたっては、十分な周知期間及び施行前準備期間の措置を講ずること。

地域生活支援事業の財源の明確化について

東海部会提出
説明担当 瀬戸市

(理由)

平成15年の支援費制度の施行により、障害者に対する制度は大きく前進しているが、利用者の急増による財源確保や障害種別ごとのサービス利用に大きな格差が出るなどの問題が生じている。このため、国の費用負担の責任強化、三障害制度の一元化、就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備を基本理念に障害者自立支援法が、平成18年4月1日より施行され、障害者が必要な福祉サービスを必要ときに安定的・効率的に利用できる施策として抜本的な改革が行われた。

この改革により、地域の実情や利用者の特性に応じて地方自治体の裁量により柔軟に実施できるものとして「地域生活支援事業」が設けられたが、自治体の財源確保も大変厳しくなっており、その役割を十分担うことが難しい状況となってきた。

障害者が住みなれた地域で自立した日常生活を送るためには、国の責務が明確な介護給付等の障害福祉サービスはもとより、地方自治体を実施する「地域生活支援事業」も重要な施策である。つきましては、障害者自立支援法の趣旨である「障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現」を促進するためにも、地域生活支援事業に対する国の支援を補助金から負担金に変えることを要望する。

少子化対策の充実と積極的推進について

東海部会提出
説明担当 掛川市

(理由)

我が国の合計特殊出生率は、今や国の予測を超え、1.26まできている。

1970年代後半に2.08(人口置き換え水準)を下回ってから約30年、平成9年からは子どもの数が高齢者人口よりも少ない「少子社会」となり、さらに本年度からは日本の総人口が減少に転ずる「人口減少社会」を迎えようとしている。

急速な少子化の進展が、21世紀の国民生活に経済的、社会的、福祉制度的に深刻かつ多大な影響をもたらし、国力を大きく低下させることは明白である。

国及び地方自治体は、この少子化の進展に対し、より一層危機感を持って対処し、早急かつ的確に対策を講じていく必要が今強く求められている。

よって、国及び政府においては、少子化対策の充実と積極的推進を早急に講ずるよう、下記項目について要望する。

記

- 1 少子化対策の抜本的充実策として、出産・子育てに対する財政的支援の強化を積極的に進めること。
具体的には、乳幼児手当の創設、育児休業中の所得保障の充実、子育て支援減税の実施、子育てを積極的に支援する企業の法人税を優遇する制度の創設を要望する。
- 2 「女性の出産・育児と仕事の両立が当然とする社会」づくりをめざし、抜本的かつ総合的な対策の確立を行うこと。
具体的には、仕事と子育ての両立を可能にする働き方、賃金体系を法律的に保障すること、仕事と子育てを両立させる保育所の整備充実と施設利用者に対する補助金制度の創設を要望する。
- 3 人生における価値観の問題や晩婚化・未婚化の進展が少子化の一つの要因であり、若者が結婚し、共に助け合い、家庭を築き、子どもを産み育てることが社会的に高く認められる社会、また自らも「幸せ」と感じられるような価値観を持った社会づくりに努めること。

地域医療の充実と強化について

東 北 部 会 提 出
説明担当 大崎市

少子・高齢社会の今日、地域住民が安全で安心な生活を送る上において、地域における医療環境の整備、充実が極めて重要な課題となっております。

しかしながら、新医師臨床研修制度の実施に伴い、医師の卒後研修先病院の偏りや地域偏在・診療科偏在等により、医師の増加傾向にかかわらず、地域医療を担う医師不足が全国的に深刻化しております。

また、長期にわたる医療費の抑制等により、多くの自治体病院が経営危機に陥っているのが現状であり、その経営の健全化が求められております。高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療施設及び高度専門医療施設の設置など、地域医療体制の構築が強く望まれております。

つきましては、医師確保の危機的状況を打開して地域医療を確保し、住民が生活圏内で安定した医療サービスを受けることができるようご賢察いただき、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

- 1 医師の確保を図るとともに、地域偏在をなくし、全国均等な専門医の配置など、医療提供体制の整備について、国の制度や方針を確立すること。
また、新医師臨床研修制度の見直しを図ること。
- 2 小児科、産婦人科、麻酔科など、地域の公的医療機関において医師不足にある診療科の維持を図るため、医師確保の緊急措置を講ずること。
- 3 自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院に対する経営安定化及び病院耐震化事業推進のための財政支援措置を拡充すること。
- 4 病院事業債の繰出基準を従来の3分の2に復元し、財政支援措置を拡充すること。
- 5 二次医療圏域に救命救急センター設置と高度専門医療機能を持つ病院の整備及び医療機関の機能分担による整備を早期に行うこと。また、災害拠点病院の整備・強化を図ること。

地域の公的基幹病院へ勤務する医師の確保について

北信越部会提出
説明担当 安曇野市

近年、医師不足が問題視されるようになってきましたが、特に都市部周辺地域の公的基幹病院で深刻な状況であります。この医師不足に対し、自治体によっては広報紙・ホームページなどでの問題提起、医師会への働きかけを行っています。

また、住民みずから勉強会を開催するなど、この問題に対する活動が行われるようになってきましたが、医師の確保につながるものとはなっていないのが状況であります。

北信越地域では、特に産婦人科医を初めとする医師の不足が深刻であり、医師の確保が困難なことから、やむなく診療規模の縮小や休診に追い込まれているのが現状であります。医師不足によって診療の機会が制限されることは、地域住民が安心して暮らせることができなくなるとともに、医療サービスの低下にもつながる重要な問題であります。

この問題は本地域のみのものではなく、地域医療体制の根幹にかかわる要素を含んでおりますので、国に対して積極的な医師確保に向けた取り組みへの強力な働きかけを要望するものです。

過疎地域における公立病院医師の確保について

中国部会提出
説明担当 三原市

現在、全国的に見て、病院に勤務する医師の数は必ずしも減少していないが、医師が都市部に集中し、過疎地域では減少するという医師の偏在が起こっている現状がある。また、勤務医についても、時間外勤務や当直などの過酷な勤務条件などから病院勤務から開業へ流れる医師が増加している。

そのため、全国どの地域においても等しく医療の最先端を享受できる目的で過疎地域に50年前に設置された公立病院において医師の定数が満たされない状況が続いている。

よって、国におかれては、過疎地域においても、質の高い医療を確保し、医師不足を解消するため、次の施策を実施されるよう、強く要望する。

記

- 1 医療法に定められている医師数については一律的な取扱いではなく地域の実情に合った対応を行い、絶対的な医師不足については積極的に医師養成を行うこと。
- 2 過疎地域の就業条件が都市部と格差があるため、定着する医師は少なく医師不足を招く原因ともなっている現状を踏まえ、医師の養成の中に地域医療に従事することを義務的に位置付けること。
- 3 県単位で医師を確保し、医師が不足する過疎地域の医療機関を中心に医師の配置を行うこと。

後期高齢者医療制度のシステム構築に伴う 財政措置について

中国部会提出
説明担当 松江市

平成18年6月14日、国会において「健康保険法等の一部を改正する法律」が可決され、平成20年4月1日から、後期高齢者の医療制度は新たな制度として運用されることになった。

このことから、島根県においても平成18年7月20日から広域連合の設立準備が行われ、本年2月1日に県内21市町村による島根県後期高齢者医療広域連合が設立された。この広域連合により、被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課準備などを行うこととなるが、これに伴う、各市町村と広域連合間のオンラインシステムの構築、各市町村の電算システムの改修等を行う必要があり、この作業には多額の財政負担が強いられることとなる。システム構築における国の18年度補正予算措置は、補助基準額の設定が実情に比較して低額であり、厳しい財政状況のなか人員面も含め多額の市町村負担となり財政を圧迫するものである。

この、医療制度改革は本来国の責任において推進すべきものと考えており、地方への十分な財政措置を講じていただきたく強く要望する。

医師確保対策について

四国部会提出
説明担当 三好市

(理由)

地域や診療科ごとの偏在等による医師不足は、全国的に広がっており、極めて深刻且つ危機的な問題となっている。徳島県においても、東部医療圏では単位面積当たり約220名の医師が存在するにもかかわらず、西部や南部医療圏では単位面積当たり10数名しか存在しないという現状である。

また、地域の拠点病院である自治体病院においても、小児科、産科医の確保が困難となっているばかりでなく、外科医、内科医についても次第に少なくなっており、開業医も高齢化が徐々に進んでいることから、今後さらに医師不足が深刻化することが予想される。

ますます高齢化が進む地域にあっては、医療機会だけでなく、日常の健康管理さえも制約されている地域がたくさん存在する。

政府の「地域医療に関する関係省庁連絡会議」は、「新医師確保総合対策」を発表し、その内容については、地方関係者の意向を反映し、今後の地域における医師確保において中長期的には一定の効果が期待されると考えられるが、地域における深刻且つ危機的状況は一刻の猶予もならず、これを打開することは、個々の地方自治体の努力のみでは到底不可能である。

こうしたことから、過疎地域において国民が必要とする医療を、確実かつ持続的、効率的に提供していくことができるよう、以下の点について要望する。

記

- 1 自治体病院の医師確保に対する支援措置を講じること。
- 2 小児科・産科をはじめ、地域において不足する診療科について、医師確保のための緊急的な措置を講じること。
- 3 都道府県の地域医療対策協議会を活用して、医師の確保の調整等を行うこととされているが、国において都道府県の取組が円滑に進むよう支援を行うことはもとより、都道府県域を超えた医師偏在の調整や医師派遣制度の確立を図ること。

国民健康保険事業について

四国部会提出
説明担当 丸亀市

(理由)

国民健康保険事業については、これまで運営基金等を活用し、国保財政の安定的な運営に取り組んできたが、平成20年度の医療制度改革による事業推進にあたっては、国保事業に係る負担についての詳細がつかみきれない状態であり、かつ、一般会計からの国保会計への財政支援も限界に達している現状となっている。

また、毎年のように制度が改正され、市民にとってわかりにくい現状であり、事務処理に多大の時間を要するばかりでなく、市民の利便性の確保についても早急な改善が求められている。

よって、国においては、下記の事項について十分留意の上、国民健康保険事業を進められるよう強く要望する。

記

- 1 制度改革による市町村への影響並びに被保険者の保険料及び市町村国保への負担を軽減するため、国庫及び県費のさらなる補助並びに負担増については、何らかの措置を行うこと。
- 2 被用者保険の保険者が、資格喪失者の情報を国保保険者に通知するよう制度化すること。
- 3 医療機関から請求のあった診療報酬明細書に記載された資格が実際と異なる場合における資格過誤調整については、医療機関を介さずに保険者間において直接処理できるよう法令を整備すること。
- 4 厚生年金・共済年金の老齢又は退職年金の受給権を取得した者に対する年金証書の発送時に、国保の退職被保険者に該当する者については、14日以内に市町村に届け出なければならない旨の文書をあわせて送付すること。

地域医療の確保について

九州部会提出
説明担当 竹田市

全国的に医師不足が深刻化する中で、特に地域医療に従事する医師の不足、とりわけ産婦人科・小児科の医師不足・地域偏在化は、全国的な問題となっている。

また、救急医療告示機関の指定撤回等、救急医療を取り巻く厳しい状況の中で、地域の中核病院においては、医師不足から救急診療ができなくなる状況に陥っているところがある。

よって、国においては、次の事項について特段の配慮をされるよう要望する。

記

1. 地域医療に従事する医師を確保し、地域の実情に即した救急医療体制の確立を図ること。
2. いつでも、どこでも、だれでも、適正な保健医療サービスを受けられるよう保健医療供給体制を整備拡充すること。
3. 通常5年毎に見直しが行われる医療圏については、各地域の実情を考慮し、5年にかかわらず積極的に見直しを行い、地域性を反映した計画とすること。
4. 県境に位置する病院については、行政単位を超えた地域を含めた実際の医療圏における中核的な病院として位置づけるとともに、産科・小児科などの医師の確保を図ること。

中山間地農業経営の確立について

東北部会提出
説明担当 二本松市

中山間地域は、農業労働力の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増大が進む一方、圃場整備率も低く、条件不利な農地の耕作及び零細経営など地理的条件の厳しい中で、地域の水田農業等の取組み、食糧の安定供給及び地産地消並びに農林道・用排水施設等の保全活動に鋭意努力しているところであります。

しかし、WTO、輸入農産物の増大に加え、平成19年4月から品目横断的経営安定対策が導入され、これまでの全農家を対象とし、品目ごとの価格に着目して講じてきた対策を、担い手に絞り、経営全体に着目した対策に転換されることに伴い、中山間地域における厳しい農業現状にあつて、今後の地域農業や農村集落のあり方に大きな影響を及ぼすことは必至の状況にあります。

つきましては、中山間地域における農業経営の確立を図るとともに国土環境の保全、良好な景観の形成などの農業・農村が有する多面的機能を維持し、発展を図るため、次の事項について特段のご高配を賜りますよう強く要望いたします。

さらには、中山間地域の森林は、貴重な生態系の宝庫に加え、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深く関わっているところから、森林保全に関わる林業に対する施策の拡充及び推進について、あわせて要望をいたします。

- 1 農業の担い手を確保し、定住条件の改善や都市との交流を促進し、活力ある農林業と農村づくりを推進するために、農業生産基盤、生活環境基盤及び都市と農村の交流基盤を総合的に整備し、中山間地域の活性化を図ること。
- 2 品目横断的経営安定対策の導入により、担い手による新たな事業展開や集落営農が取り組まれるが、これらの担い手に対する農業経営安定化に向けた支援策の充実を図るとともに、担い手要件に満たない者に対しても支援策を講じること。
- 3 中山間地域の気象条件を生かした園芸作物等の産地体制の充実強化や、消費者ニーズに対応した高付加価値型農業の確立のため、生産基盤の確立と流通対策を図ること。
- 4 中山間地域における農道・林道は、地域の産業道路としての機能だけではなく、地域住民の生活道路としての機能も有しているところから、その整備促進に向けた支援策の充実を図ること。

北海道新幹線の建設促進について

北海道部会提出
説明担当 札幌市

北海道新幹線は、「新青森・新函館間」が着工され、3年目を迎えました。また、「渡島当別トンネル」の掘削など、着実に建設工事が進められています。

平成19年度においては、建設事業費が前年度を大きく上回る100億円が計上されたほか、未着工となっている「新函館・札幌」間についても、長万部・倶知安両駅の「駅部調査」が予定されているなど、新幹線建設促進に対する道民の期待は益々高まっております。

北海道新幹線は、首都圏はもとより、東北、北関東圏との文化・経済交流の促進や、新産業の創出等の効果をもたらすものであり、魅力と活力に満ちあふれた北海道を築き上げ、21世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本であります。

既に開業している各整備新幹線においては、その開業効果を確実に上げ続けております。

今、560万道民は、新青森・新函館間の早期完成はもとより、札幌延伸が一日も早く実現することを強く願っております。

つきましては、「必要に応じ随時見直しを行う」とした平成16年12月の政府・与党申合せに基づき、早期に整備スキームの見直しを行い、未着工区間の整備促進を図っていただきたく、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 一．新函館・札幌間の全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成
- 一．新青森・新函館間の早期開業
- 一．公共事業費の重点配分などによる建設財源の確保及び地域負担に対する財源措置の充実・強化

東北地方における道路交通網の整備促進について

東 北 部 会 提 出
説明担当 寒河江市

道路は、県民生活を支え、文化・経済の交流、観光開発等地域の活性化を図るための基本的な生活基盤であります。活力ある地域づくりを推進し、魅力ある定住環境の条件を整備する上でも、また新たな経済圏の創出からも、高速交通体系の確立、とりわけ道路交通網の整備が重要な要件になっております。

しかしながら、交通量の増加に伴い、慢性的な渋滞を引き起こしており、経済活動に影響を及ぼすだけでなく、市民生活に大きな支障となっております。

つきましては、関係地域住民の熱意と期待をご賢察いただき、次の事項について特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

記

1 道路整備の財源確保について

道路特定財源を他に転用することなく、今後も安定した財源を確保し、住民生活に密着した道路の整備を推進するとともに、整備事業費の国負担率を高めること。

2 高速自動車道の整備について

- (1) 東北中央自動車道、日本海沿岸東北自動車道、東北横断自動車道及び常磐自動車道の建設促進（未完成区・未着工区）を図るとともに、三陸縦貫自動車道などの高速自動車国道と並行する一般国道の自動車専用道路の建設促進を早期に実現すること。
- (2) 高速道路と一体となって高速交通体系を成す下北半島縦貫道路などの地域高規格道路の整備を促進すること。

3 一般国道の整備について

一般国道の慢性的な交通渋滞区間の整備を図るとともに、東北地方の主要都市間を結ぶ一般国道の4車線化の整備を促進すること。

4 高規格道路の整備促進について

高規格幹線道路網の整備に当たっては、地域の実情、路線の社会的効果などを考慮し、地方の意見を十分に聞きながら着実に促進すること。

北陸新幹線の早期整備について

北信越部会提出
説明担当 あわら市

北陸新幹線は、我が国の高速交通体系の柱として、日本海国土軸の形成や東海道新幹線の代替補完機能を確保するための国家的プロジェクトであり、国家的見地から優先的に整備促進が図られるべき路線です。

また、福井県全体の均衡ある発展はもとより、北陸全体の一体的な振興を図る上で大きな効果をもたらすものです。

現在、本県においては、平成 17 年 6 月に福井駅部の工事が着工され、同年 12 月には南越一敦賀間の工事実施計画の認可申請が行われるとともに、芦原温泉駅についても平成 17 年度から整備新幹線建設推進高度化等事業による駅部調査が着手するなど、県内延伸に向け、大きな前進を見ました。

しかしながら敦賀以西については、依然として大阪までの全線の整備方針が不明確です。

つきましては、平成 16 年 12 月の政府・与党申合せにおける「必要に応じ随時見直しを行う」との条項に基づき、整備スキームを早期に見直し、県内区間における本格着工はもとより、一日も早い全線フル規格による整備が実現するよう、次の事項の実現を強く要望いたします。

記

- 1 福井駅部について、平成 20 年度末の完成を図ること。
- 2 整備スキームの早期見直しにより、金沢開業と同時期での福井開業を図るとともに、敦賀までの早期の認可及び整備を図ること。
- 3 まちづくりとの整合性を図るため、芦原温泉駅部調査を着実に推進すること。
- 4 大阪までの全線が早期に整備されるよう、整備計画（昭和 48 年閣議決定）をもとに、全線の整備スケジュールを明確にすること。
- 5 公共事業費の重点配分などにより、安定的な事業の実施が可能となる建設財源の確保を図るとともに、地域負担に対し適切な財源措置を講ずること。

四国西南地域の高速道路の早期整備について

四国部会提出
説明担当 宿毛市

(理 由)

高速道路の整備は、地域の産業や経済を発展させるとともに、住民の生命にかかわる救急搬送時間の短縮、災害時におけるライフラインの確保などにも大きく寄与するばかりでなく、都会への安定的な食料の供給や癒しの場所の提供など、国民生活全体にも大きな利便をもたらすものと考えております。

四国西南地域の高速道路を整備することは、本四 3 橋を有効に活用し、四国内を 8 の字に循環する高速道路のネットワークが形成されることにより、高速道路本来の事業効果、外部波及効果が十分に発揮されます。

四国 4 県は、安全で安心できる生活を確保するとともに、自立した個性ある地域づくりの実現を目指しており、各県一層交流と連携を深めることが重要であります。このためにも高速道路のネットワーク形成は重要かつ緊急を要する課題であります。

よって、下記事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

1. 新直轄方式で整備が決まった、須崎新荘～窪川間並びに宇和島北～西予宇和間の早期完成を図ること。
2. 高速自動車国道と一体となり、四国 8 の字ネットワークを形成する須崎道路・中村宿毛道路・宇和島道路の早期完成及び自動車専用道路として都市計画決定された窪川～佐賀間(片坂バイパス)の整備促進を図ること。
3. 高速道路のネットワークを形成する、佐賀～四万十間及び宿毛～内海間は地域の実情に即した整備規格を導入し、早期事業化を図ること。

九州における高速交通網の整備充実について

九州部会提出
説明担当 鹿島市

九州地域全体の産業・経済の発展と生活文化の向上を図り、多極分散型の国土形成を促進するためには、高速交通網の整備充実が不可欠である。

中央経済圏から遠隔の地にある九州においては、本州方面及び九州内各地を結ぶ高速交通網の整備が総体的に遅れており、このことが九州の発展を阻害する要因ともなっている。

九州の高速交通網の早期完成は、九州域内のみならず、本州との産業、経済の交流が促進され、地域の医療、防災等の住民生活の安定が図られるなど、多大な波及効果をもたらし、九州地域の一体的発展に貢献するものと期待されている。

よって、国においては、九州地域の一体的発展を図るため、新幹線（九州新幹線西九州ルート・鹿児島ルート）、高規格幹線道路（東九州自動車道、西九州自動車道、九州横断自動車道延岡線、南九州西回り自動車道）及び地域高規格道路の建設促進、早期全線整備を強く要望する。